

## 障害者割引について

### 【対象者】

- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）  
をお持ちの方

### 【減額率】

- ・使用料の 5 割（半額）

### 【介助者】

- ・手帳所持者 1 名につき、介助者 1 名は、使用料の 5 割（半額）で利用できます。

個人利用の場合は、上記の取扱いとなります。

占有利用の場合は、施設使用者（介助者を除く）のうち、半数以上が手帳をお持ちの場合に使用料が 5 割減免されます。